

社債管理補助者制度に係る実務上の対応について

(案)

(「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」報告)

2021 年 6 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ

目次

1	検討の経緯.....	1
2	社債管理補助者制度の概要.....	3
3	検討部会における具体的な検討事項	
3-1	検討の基本的な考え方.....	6
3-2	社債管理補助者の権限.....	7
3-3	社債管理補助者の業務.....	8
3-4	社債管理補助者の義務・責任.....	21
3-5	社債管理補助者の費用・報酬.....	22
3-6	社債管理補助者の業務終了事由.....	24
4	社債要項及び社債管理補助委託契約書における規定例	
4-1	社債管理者の不設置及び社債管理補助者の設置.....	26
4-2	社債管理補助者の権限.....	27
4-3	社債管理補助者の業務.....	28
4-4	社債管理補助者の義務・責任.....	33
4-5	社債管理補助者の費用・報酬.....	35
4-6	社債管理補助者の業務終了事由.....	36
5	結びとして.....	41
<参考1>	「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」委員名簿.....	42
<参考2>	「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」の設置について.....	44
<参考3>	「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」委員名簿.....	45
<参考4>	「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」の設置について..	46
<参考5>	「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」における検討状況について.....	47

1 検討の経緯

我が国において、会社が社債を発行する場合には、会社法第 702 条の定めにより、原則として「社債管理者」を設置し、社債の管理に関する事務を委託することとされているが、社債管理者には社債の管理に関する広範な権限が与えられることに伴い、その義務や責任、資格要件が厳格に定められているため、その設置に要するコストや担い手の確保が問題となり、実務上は、同条ただし書きの規定¹に基づき社債管理者を設置しない社債（以下「社債管理者不設置債」という。）が多く発行されている。

このようななか、社債管理者不設置債について債務不履行が生じ、社債権者に不利益や混乱が生じる事例が見られたことを受け、社債権者保護の観点から、社債の管理に関する最低限の事務を第三者に委託する枠組みの必要性が指摘されていた。

本協会の「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」（以下「社債市場活性化WG」という。）では、こうした問題意識を踏まえるとともに、相対的に信用リスクの大きい企業の社債発行を促進し、併せて投資家の裾野拡大を図るため、社債管理者不設置債を対象に、契約関係により成立する新たな社債の管理に関する枠組みの創設について議論を行い、報告書「社債権者の保護のあり方について」（2015 年 3 月 17 日）²及び「社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約について」（2016 年 8 月 24 日）³において、社債管理者よりも限定された権限、裁量及び責任に基づいて社債権者による社債の管理を補佐する「社債権者補佐人制度」（以下「補佐人制度」という。）の創設を提言した。

他方で、補佐人制度には法的な根拠がないため、社債権者補佐人（以下「補佐人」という。）はその行為に際して個別の社債権者を表示する必要があることや、裁判所への許認可の申立て等を行うことが困難であるなど、実務上、期待される役割を十分に果たすことができないことを受け、立法による措置を講ずる必要性が指摘されていた。

こうした社会的要請を踏まえ、2017 年 4 月より開始された法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会（以下「法制審部会」という。）において、社債の管理の在り方について検討が行われ、2019 年 2 月に「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」が取りまとめられた。同年 12 月に成立した「会社法の一部を改正する法律」により、新たな社債の管理の枠組みとして「社債管理補助者制度」（以下「補助者制度」という。）が創設されることとなった。

本協会では、補助者制度が 2021 年 3 月 1 日付で施行されることを踏まえ、同制度の普及や市場関係者における円滑な導入に資する観点から、2020 年 11 月、社債市場活性化WGの下部に「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」（以下「検討部会」とい

¹ 各社債の金額が 1 億円以上である場合又はある種類の社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除して得た数が 50 を下回る場合には社債管理者の設置が不要とされており、一般的に機関投資家向けの社債は不要の対象となっている。

² https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/shasai_kon/files/150317_infra_houkoku.pdf

³ https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/shasai_kon/files/houkokusyo_syasai_20160824.pdf

う。)を設置し、社債管理補助者(以下「補助者」という。)に期待される業務の内容やそのために必要な権限、補助者の業務終了事由や費用・報酬等の取扱いを整理したうえで、社債要項及び社債管理補助委託契約書(以下「社債要項等」という。)への規定例について検討を行うこととした。

本報告書は、2020年12月から2021年5月にかけて計6回開催された検討部会の議論を踏まえ、市場関係者が補助者に期待する業務内容や必要な権限等についての検討部会としての考え方や補助者制度に係る社債要項等における規定例について、とりまとめたものである。

2 社債管理補助者制度の概要

補助者制度の概要を社債管理者制度と比較すると以下のようになる。

補助者制度		社債管理者制度
<u>社債管理者不設置債（担保付社債を除く）への任意設置</u>	対象	<u>原則すべての社債（例外規定あり）</u>
・発行会社が補助者に対して、社債権者のために、<u>社債権者が自ら行う社債の管理の補助</u>を行うことを委託する契約 ・補助者は社債権者の法定代理人	契約の形態	・発行会社が社債管理者に対して、社債権者のために、<u>社債の管理</u>を行うことを委託する契約 ・社債管理者は社債権者の法定代理人
銀行その他の金融機関等、信託会社、保険会社、弁護士、弁護士法人	担い手	銀行その他の金融機関等、信託会社、保険会社
<u>社債の管理の補助に関して裁量の余地の限定された権限</u> を有する ・限定的な法定権限（基本的権限） ・約定権限（委託契約の定めにより付与された権限） ・社債権者集会の招集権限（<u>社債権者からの請求が前提</u>） ・社債権者集会への出席及び意見申述権限	権限	<u>社債の管理に関して包括的な権限と広い裁量</u> を有する ・広範な法定権限（基本的権限） ・約定権限（委託契約の定めにより付与された権限） ・発行会社の財産状況の調査権限 ・社債権者集会の招集権限 ・社債権者集会への出席及び意見申述権限
・社債権者が自ら行う社債の管理の補助を行うことが業務であり、したがって補助者は限定的な権限に基づく業務を行う ・複数の補助者がいる場合、各自がその権限に属する業務を行う	業務	・社債権者のために社債の管理を行うことが業務であり、したがって社債管理者は広範な権限に基づく業務を行う ・複数の社債管理者がいる場合、共同してその権限を行使する
・限定的な権限及び業務内容に基づく公平誠実義務及び善管注意義務 ・善管注意義務違反について、事前の免責は認められない ・社債の管理に関する事項を（委託契約の定めに従い）社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置を講ずる義務	義務	・広範な権限及び業務内容に基づく公平誠実義務及び善管注意義務 ・善管注意義務違反について、事前の免責は認められない

・法令又は社債権者集会決議に反する行為をした場合は社債権者に対する損害賠償責任を負う ・複数の補助者がいる場合、<u>同じ損害賠償責任を負っている補助者同士が連帯債務者</u>となる	責任	・法令又は社債権者集会決議に反する行為をした場合は社債権者に対する損害賠償責任を負う ・複数の社債管理者がいる場合、<u>連帯して損害賠償責任を負う</u>
やむを得ない事由や解任の場合を除き、辞任する場合には予め事務を承継する者を定める必要がある	辞任	やむを得ない事由や解任の場合を除き、辞任する場合には <u>他に社債管理者がない場合に限り</u> 、予め事務を承継する者を定める必要がある

補助者制度は社債管理者不設置債が対象となることから、ある種類の社債について、社債管理者と補助者の両方が設置されることはない。

社債管理者と補助者のいずれも、社債権者の法定代理人となる点は共通しているが、社債管理者は社債権者に代わって社債の管理を包括的に行うこととされているのに対し、補助者は社債権者自身が社債の管理を行うことを前提に、その補助を行うという建付けとなっている。

制度の担い手について、銀行その他の金融機関等、信託会社、保険会社が資格を有する点は共通しているが、補助者は社債管理者よりも限定された権限を有する一方、委託契約により補助者に付与する権限を柔軟に定めることができるため、異なる権限を付与された複数の補助者が共同して社債の管理の補助を行う場合を想定し、補助者制度においては、破産手続等に関し専門的な知見を有する弁護士や弁護士法人についても、補助者となる資格を認めることとされた。

権限及び業務に関しては、社債管理者が社債の管理に必要な権限を包括的に有し、広い裁量をもってそれを行行使することが求められるのに対し、補助者は総額での債権届出や社債権者の請求に基づく社債権者集会の招集等により、社債権者による社債の管理が円滑に行われるように補助するものと位置づけられるため、補助者は社債管理者よりも裁量の余地が限定された権限を有し、その権限に基づく業務を行うものとされている。

社債管理者と補助者のいずれも、委託契約に基づく権限と業務において、公平誠実義務と善管注意義務を負っている。社債管理者と補助者とでは、「社債管理」と「社債管理の補助」という委託の趣旨が異なり、補助者の権限および裁量は限定されているため、社債管理者であれば公平誠実義務違反とされる行為について、補助者が必ずしも公平誠実義務違反となるわけではないと解されている。一方、善管注意義務違反については、補助者も社債管理者と同様に、事前の免責は認められないものとされている。

また、社債管理者には規定のない補助者特有の義務として、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならないこととされている。これは、法制審部会の検討において「発行会社と社債権者との間の情報伝達の仲介を社債管理補助者の中心的な職務と位置付けるべき」と

の指摘があったことを受けたものであり、報告対象となる事項の範囲やその報告方法については、委託契約の定めに従うものとされている。

社債管理者と補助者のいずれも、法令又は社債権者集会の決議に反した場合に社債権者に対する損害賠償責任を負う点は共通しているが、社債管理者が複数いる場合には必ず連帯して損害賠償責任を負うことになるのに対し、補助者が複数いる場合は、各自の権限と業務内容に基づき、同一の損害賠償責任を負う場合のみ連帯債務者となる点に違いがある。

辞任に関しては、社債管理者が辞任する場合には、他に社債管理者がいる場合、必然的に当該社債管理者が辞任する社債管理者の事務を承継することとなるため、他に社債管理者がいない場合に限り、予め事務を承継する者を定めておく必要があるのに対し、補助者が辞任する場合には、辞任する補助者の事務を承継する者が確定していないため、他に補助者がいる場合であっても、必ず事務を承継する者を定める必要がある点で違いがある。

3 検討部会における具体的な検討事項

3-1 検討の基本的な考え方

検討部会では、補助者制度の全体像を整理する観点から、まず補助者が有する法定権限に基づく業務と、市場関係者が補助者に最低限期待する業務を洗い出し、これらの業務の遂行のために必要となる権限や補助者が負うべき責任、費用等の取扱いについて検討を行うこととした。

また、社債要項等に規定する補助者の業務内容の検討に当たっては、対象とする社債は公募債（振替債）⁴を想定し、補助者制度は社債権者が自ら社債の管理を行うことを前提に、第三者である補助者が社債権者のために社債の管理の補助を行う制度である⁵ことを踏まえ、その制度趣旨を逸脱しない業務内容とすること、並びに、発行会社及び投資家の裾野拡大の観点も踏まえつつ、市場参加者が補助者に最低限期待する業務内容とする方向性が示された。

これを踏まえ議論を行った結果、検討部会においては、補助者の業務を①法定権限業務、②会社法第714条の4第4項に関する業務、③約定権限業務に分類したうえで、補助者に「最低限期待される業務」を補助者の「基本的業務」と整理し、基本的業務及びその遂行のために必要な権限等について社債要項等への規定例を提示することとされた。

⁴ 公募債が前提であることから、保有者は多数の社債権者に分散しているケースを想定している。

⁵ 補助者制度は社債管理者不設置債が対象であり、また、補助者制度では社債権者が自ら社債の管理を行うことができる前提であることから、いわゆるリテール向けの社債は検討の射程から除外することとした。

3－2 社債管理補助者の権限

(1) 補助者の業務に関わる権限の分類

補助者は社債管理者よりも裁量の限定された権限のみを有し、その権限に基づく業務を行うものとされており、その権限は、法令上に明記された法定権限と、委託契約の定めに基づく約定権限に区分される。

補助者が有すべきこれらの権限は、補助者に期待される業務を遂行するために必要な権限であると考えられることから、検討部会においては、補助者の基本的業務を洗い出したうえで、当該業務に係る法定権限及び約定権限について社債要項等の規定例を示すこととした。

(2) 法定権限について

このうち、法定権限については、補助者が無条件で有する権限であるため、必ずしも発行会社と補助者の委託契約においてその有無を明記することが求められるものではないと解されるが、補助者の権限や業務の内容は投資判断の重要な材料となりうるところ、補助者制度は新たに創設された制度であり、当面の間は、補助者の権限や業務の内容が一般に認知されているとは言えないことから、検討部会においては、補助者の法定権限についても明記する形で社債要項等の規定例を示すことにより、標準的な補助者の権限の内容について周知を図ることが妥当であるとの結論に至った。

(3) 約定権限について

補助者の約定権限については、法令上、発行会社と補助者の委託契約においてその内容を定める必要があることから、補助者の基本的業務として、その遂行のために法定権限以外の権限を必要とする業務がある場合には、当該業務に係る権限を約定権限として規定する形で、社債要項等の規定例を示すことが適当と整理された。

(4) その他の業務について

会社法第714条の4第4項の規定に基づく社債権者への報告は、補助者の中心的な職務として期待されているが、委託契約の定めに従うとされるため、法定権限又は約定権限として一義的に内容が明らかとはいえない（「3－3 社債管理補助者の業務」【会社法第714条の4第4項に規定する業務】において後述。）。本業務は、権限の有無にかかわらず補助者が行うべき業務（義務）であると考えられるため、「4－2 社債管理補助者の権限」で後述する社債要項等の規定例においては当該業務に係る権限を定めず、「4－3 社債管理補助者の業務」において規定例を示すこととした。

3-3 社債管理補助者の業務

検討部会では、補助者の業務内容について整理するにあたり、補助者の役割として期待される、又は実務上補助者が行うことが想定されるものとして委員から提案のあった業務の内容について、市場関係者が補助者に最低限期待する業務に該当するか、社債要項等への規定例を作成するかどうかについて検討を行った。

また、その検討に際しては、提案のあった業務について、その遂行のために必要となる権限の区分により「法定権限に基づく業務」「会社法第714条の4第4項に規定する業務」及び「約定権限に基づく業務」に分類することとした。

なお、本報告書において補助者の基本的業務と整理せず、社債要項等への規定例を提示しないこととした業務についても、発行会社と補助者の間での合意により、補助者の法定権限又は約定権限に基づく業務として委託契約に定めることが妨げられるものではない。

【法定権限に基づく業務】

(1) 破産手続等への参加（総額での債権届出）

「破産手続等への参加（総額での債権届出）」は、会社法第714条の4第1項第1号に規定された補助者の法定権限に基づく業務であり、債権届出は、以降の債権回収への参加にあたり必須の手続であることから、これを補助者が総額で行うことにより、各社債権者における届出の失念等を防止する効果が期待されるため、検討部会においては、「破産手続等への参加（総額での債権届出）」について、補助者の基本的業務として、社債要項等への規定例を示すこととした。

一方で、(9)において後述するとおり、債権届出後の手続を補助者が全て行うことは困難であることから、社債権者において全ての手続きを補助者が行うかのような誤認が生じないように、補助者による総額での債権届出の後、個別の社債権者が届出債権の名義を自身の名義に変更したうえで、債権者集会での議決権行使等は社債権者自身が行うことについて、予め社債権者へ周知する必要があると考えられる。検討部会においては、その具体的な方法として、発行時の目論見書への記載や、補助者が総額での債権届出を行った後、株式会社証券保管振替機構（以下「保振」という。）の社債情報伝達サービスを利用して社債権者に報告することが適当であると整理された。

(目論見書への記載事項として想定される事項)

- ・当社が破産手続、民事再生手続又は会社更生手続を開始した場合、本社債に設置された補助者が社債権者を代理して債権届出を行うため、社債権者は個別の債権届出が不要であること（ただし、社債権者の個別の債権届出を妨げるものではない）
- ・補助者は、債権届出後の債権者集会における議決権行使等を行わないこと
- ・補助者は、弁済金の受領を行わないこと
- ・社債権者は、債権届出後の破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に参加し、弁済金を受領するためには、当社の管財人等からの指示に従い、自ら名義変更手続を行う必要があること

(補助者が債権届出を行った後に社債権者に報告すべき事項)

- ・補助者が社債権者を代理して債権届出を行った事実
- ・補助者は、債権者集会における議決権行使等を行わないこと
- ・補助者は、発行会社からの弁済金の受領及び社債権者への支払いを行わないこと
- ・社債権者は、今後の破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に参加し、弁済金を受領するためには、債権の名義を自身の名義に変更する必要があること
- ・今後の手続等の照会先（管財人等の連絡先）

(2) 強制執行又は担保権の実行手続における配当要求

「強制執行又は担保権の実行手続における配当要求」は、会社法第 714 条の 4 第 1 項第 2 号に規定された補助者の法定権限に基づく業務であるが、検討部会の委員からは、配当要求を行うために必要となる当該社債に係る債務名義の取得や仮差押えについては、補助者に約定権限⁶が付与されていなければ行うことができないため、法定権限に基づく業務として規定されていても、配当要求を補助者の基本的業務として位置づけることに疑義を呈する意見があった。

なお、理論上は、補助者に約定権限が付与されていない場合であっても、社債権者自身が当該社債に係る債務名義の取得や仮差押えを行い、これに基づく配当要求を補助者が社債権者の法定代理人として行う可能性も否定できないが、極めて限定的な事例であることから、検討部会においては、「強制執行又は担保権の実行手続における配当要求」について、社債要項等への規定例を示さないこととした。

⁶ 例えば、社債の全部についてする仮差押えや訴訟を行う権限が考えられる。なお、補助者がこれらの権限を行使するためには社債権者集会の決議（普通決議）を経る必要がある。

(3) 清算手続における債権の申出

「清算手続における債権の申出」は、会社法第 714 条の 4 第 1 項第 3 号に規定された補助者の法定権限に基づく業務であり、(1)の破産手続等に係る債権届出と同様に、債権の申出は発行会社の清算手続への参加にあたり必須であることから、検討部会においては、「清算手続における債権の申出」について、補助者の基本的業務として、社債要項等への規定例を示すこととした。

なお、(1)と同様に、補助者による総額での債権申出後の手続は社債権者自身が行うことについて、予め社債権者へ周知する必要があると考えられ、その具体的な方法についても、(1)と同様に、発行時の目論見書への記載や、補助者が総額での債権申出を行った後、保振の社債情報伝達サービスを利用して社債権者に報告することが適当であると整理された。

(目論見書への記載事項として想定される事項)

- ・当社が清算手続に入った場合、本社債に設置された補助者が社債権者を代理して債権申出を行うため、社債権者は個別の債権申出が不要であること（ただし、社債権者の個別の債権申出を妨げるものではない）
- ・補助者は、債権申出後の債権者集会における議決権行使等を行わないこと
- ・補助者は、弁済金の受領を行わないこと
- ・社債権者は、債権申出後の清算手続に参加し、弁済金を受領するためには、当社の清算人からの指示に従い、自ら名義変更手続を行う必要があること

(補助者が債権申出を行った後に社債権者に報告すべき事項)

- ・補助者が社債権者を代理して債権申出を行った事実
- ・補助者は、債権者集会における議決権行使等を行わないこと
- ・補助者は、発行会社からの弁済金の受領及び社債権者への支払いを行わないこと
- ・社債権者は、今後の清算手続に参加し、弁済金を受領するためには、債権の名義を自身の名義に変更する必要があること
- ・今後の手続等の照会先（清算人の連絡先）

(4) 社債権者集会の招集・開催及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続

補助者は、会社法第 717 条第 3 項の規定に基づき、社債の未償還残高の 10 分の 1 以上を保有する社債権者から請求があった場合には社債権者集会を招集することができるものとされており、また、補助者が社債権者集会の招集を行った場合には、同法第 732 条の規定により、当該社債権者集会の決議に係る裁判所への認可申立て手続を行うこととなる。

補助者が社債権者集会を招集する権限は法的に付与されたものであり、社債権者集会決議に係る裁判所への認可申立てはこれに付随する義務であると考えられることから、検討部会では、これらを補助者の基本的業務とすることは当然との意見があった一方で、① 要件を満たす社債権者から請求があった場合でも、時間的な制約により、補助者による社債権者集会の招集及び開催が困難な場合があることや、② 社債権者集会の招集等に要する費用は、会社法第 742 条の規定により最終的には発行会社の負担とすることができるものの、一時的には補助者の持ち出しとなることが想定され、その費用が多額となる場合には招集が困難である、といった指摘も寄せられた。

これらの意見を踏まえ、検討部会において議論を行ったところ、①については、社債権者集会の請求が法的に期限のある手続に関する決議を目的とするものであった場合には、補助者は請求を行った社債権者に対して、実務上、社債権者集会の業務フローの説明とともに、決議認可までに要する時間を説明し理解を求めることが考えられる。ただし、補助者がかかる説明を行わずに社債権者集会を招集した場合、又は、補助者がかかる説明を行った結果として社債権者自身の判断により社債権者集会の招集請求を取り下げた場合のいずれについても、そのことにより、補助者が善管注意義務違反による責任を負うことはないと解される。

また、②については、平時において社債権者集会の招集の請求があった場合には、その招集に係る費用は発行会社が負担（概算額を前払い）することが適当と考えられる一方、発行会社が債務不履行に陥った場合等において社債権者集会の招集の請求があった場合には、その費用を発行会社が負担することは困難であると考えられることから、予め、格下げ等の一定の事由（将来的に社債権者集会を開催する蓋然性が高まる事由）が発生した時点で、発行会社が社債権者集会の招集に要する費用の概算額を預託する等の対応が提案された⁷（「3-5 社債管理補助者の費用・報酬」において後述。）。

上記を踏まえ、検討部会においては、「社債権者集会の招集・開催及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続」について、時間的な制約により開催が困難な場合や費用負担についての考え方を提示したうえで、補助者の基本的業務として、社債要項等への規定例を示すこととした。

なお、補助者が社債権者からの請求を受けて社債権者集会を招集する場合には、会社法第 720 条第 1 項の規定により、発行会社及び知れている社債権者に対してその旨を書面により通知することとされており、公募債を前提とすれば、「知れている社債権者」は存在しないが、実務上は、補助者が保振の社債情報伝達サービスを利用して社債権者にその旨を報告することが適当と考えられる。他方、発行会社が社債権者集会を招集する場合には、会社法第 720 条第 1 項の規定により、発行会社

⁷ 具体的手続き等については、国内における事例が存在しないため、実務上の更なる検討が必要となる。
なお、補助者が社債権者集会の招集を請求した社債権者に対し、適切な説明を行ったうえで当該社債権者が費用負担に応じた場合において、社債権者の費用負担による社債権者集会の招集が妨げられるものではない。

から補助者に対してその旨が書面により通知されることとなるため、検討部会では、補助者が当該書面を受領した場合に、社債権者に対してその旨を報告すべきかが論点となった。

この点について、検討部会の委員からは、発行会社が招集者となる場合、公募債を前提とすれば、発行会社により社債権者集会の招集に係る公告が行われるほか、発行会社自身が保振の社債情報伝達サービスを利用して社債権者へ報告することも考えられるため、重ねて補助者から社債権者へ報告する意義に乏しいとの指摘が寄せられた。

このため、補助者による社債権者集会の招集に係る社債権者への報告については、補助者が社債権者集会を招集する場合は対象とするが、発行会社が社債権者集会を招集する場合は対象としないこととした。

ただし、発行会社が社債権者集会を招集するにもかかわらず、保振の社債情報伝達サービスを通じた社債権者への報告を行わない場合には、補助者から発行会社に対して、社債権者への報告を行うよう働きかける等の対応をとることが適当と考えられる旨が併せて確認された。

(5) 社債権者集会への出席又は社債権者集会における意見申述

補助者は、会社法第 729 条第 1 項の規定に基づき、社債権者集会への出席又は社債権者集会における意見申述を行うことができるものとされている。

当該出席及び意見申述に関し、社債権者の立場からは、社債権者集会において、社債の管理に関する有益な情報が補助者から提供されることを期待する声がある一方、補助者には能動的に社債の管理に関する情報を取得する権限や裁量がなく、補助者として発行会社から通知された情報のみを有することとなるため、社債権者集会へ出席しても、必ずしも社債権者にとって有益な情報を提供できるわけではないとの指摘があった。

この点を踏まえると、「社債権者集会への出席又は社債権者集会における意見申述」を補助者の基本的業務として社債要項等へ規定した場合、社債権者集会における補助者からの情報提供について社債権者に過度な期待を与え、また、こうした期待に応えることが補助者にとって大きな負担となり、担い手の減少に繋がりがねないと考えられることから、検討部会においては、「社債権者集会への出席又は社債権者集会における意見申述」は補助者の任意とすることが適当とされ、社債要項等への規定例を示さないこととしたが、本業務に付随する権限については、補助者の自らの意思による出席等を想定の上で、社債要項等への規定例を示している。

【会社法第 714 条の 4 第 4 項に規定する業務】

(6) 社債の管理に関する事項の社債権者への報告

会社法第714条の4第4項に規定される「社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置」については、「発行会社と社債権者との間の情報伝達の仲介を補助者の中心的な職務と位置付けるべきである」、また「社債の総額の10分の1に満たない社債を有する社債権者であっても、補助者を通じて、他の社債権者に社債権者集会の開催の可否の意思確認をすることができるような仕組みが必要である」といった指摘や、社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理が円滑に行われるように補助するという補助者の意義を踏まえ、明文の規定が設けられたものである。ただし、画一的な内容の報告義務を補助者に負わせることは相当でないと考えられ、報告等の義務の対象となる事項の範囲や報告等の方法は、委託契約の定めに従うものとされている。

このため、「社債の管理に関する事項」に含むべき事項は法令上明らかでないことから、検討部会においては、補助者から社債権者への報告業務を「補助者が必ず行わなければならない業務」としたうえで、同項の規定により補助者に求められる義務及び責任を果たすために、何を社債権者への報告事項に含むべきかが論点となった。

この点について、会社法第714条の4第4項に規定される「社債の管理に関する事項」は多様であり、それぞれの報告対象や報告方法について本報告業務に該当するか否かを明確にすることは非常に困難であるものの、検討部会においては、担い手のフィージビリティ確保や補助者の義務・責任の明確化の観点からも、市場関係者間で、当該報告対象及び報告方法についての認識を共有することは非常に重要であることから、補助者が社債権者に報告すべきと考えられる事項等を、以下のとおり、社債権者が自ら社債を管理するに当たっての重要度によって、分類することが適当とされた。

補助者は、以下の「社債権者が自ら社債の管理を行うために必要な事項」（委託契約において報告事項とすべき事項）に加え、「社債権者が自ら社債の管理を行うために有用な事項」（委託契約において報告事項とすることが望ましい事項）に記載の報告事項については、委託契約に定めたうえで社債権者に報告を行うことが適当と考えられる。

【社債権者が自ら社債の管理を行うために必要な事項】

（委託契約において報告事項とすべき事項）

① 合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項

補助者は付与された権限に基づく業務についてのみ義務と責任を負うことを踏まえると、約定権限が付与されていない限り、補助者が能動的に発行会社の情報を取得する場面は想定されないことから、補助者が社債権者に必ず報告すべき事項は、

発行会社から補助者への情報提供が法的に担保されている事項であり、具体的には、会社法第 740 条第 3 項の読替え規定が適用される「合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項」が該当すると考えられる。

他方で、当該催告については、発行会社が官報公告に加えて電子公告又は新聞公告を行った場合には省略が可能であることや、補助者には、発行会社と社債権者の間の情報伝達を仲介する役割が期待されていることを踏まえると、当該催告のみを補助者に求められる報告事項と整理した場合、社債権者への報告事項が存在しない状況が生じうるため、立法趣旨にそぐわないものと考えられる。

このため、検討部会においては、補助者から社債権者への報告事項について、「合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項」に限定せず、社債権者が社債の管理を行うために重要と考えられる事項を含む形で社債要項等の規定例を示すこととした。

② 債権届出等以降の手続き

上記(1)及び(3)のとおり、補助者が社債権者を代理して破産手続き等に係る債権届出を行った場合又は清算手続きに係る債権申出を行った場合には、(6)の報告業務の一環として、その旨を社債権者に対して報告するとともに、併せて、以降の手続きは社債権者自身が行うこととなるため、社債権者は債権の名義を自身の名義に変更する必要があること等を報告すべき、と整理された。

③ 社債権者集会の招集に係る社債権者への報告

上記(4)のとおり、補助者が社債権者からの請求を受けて社債権者集会を招集する場合には、(6)の報告業務の一環として、補助者から社債権者に対してその旨を報告する必要があると考えられる。これに対し、発行会社が社債権者集会を招集する場合には、発行会社による公告及び発行会社自身が保振の社債情報伝達サービスを利用しての社債権者への報告が想定されることから、重ねて補助者から社債権者への報告を行う必要はないものと整理された。ただし、発行会社が社債権者集会を招集するにもかかわらず、保振の社債情報伝達サービスを通じた社債権者への報告を行わない場合には、補助者から発行会社に対して、社債権者への報告を行うよう働きかける等の対応をとることが適当と考えられる。

④ 組織再編の際の社債の取扱い

⑤ 期限の利益喪失事由（以下「一定期間の経過、又は、（一定割合の）社債権者の請求等により期限の利益を喪失することとなる事由」を含む。）の発生

⑥ 期限の利益喪失

上記のとおり、検討部会においては、会社法第 714 条の 4 第 4 項の規定により社債権者への報告が求められる事項のうち、「合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項」や「補助者の法定権限業務に付随して発生する報告事項」以外で社債権者が社債の管理を行うために重要と考えられる事項について検討を行った。

まず事務局より、「組織再編の際の社債の取扱い」「期限の利益喪失事由の発生」及び「期限の利益喪失」について、いずれも社債権者が社債の管理を行うために重要な情報であり、補佐人制度においても、これらの事項は補佐人から社債権者への通知の対象となっていたことを踏まえ、当該事項を補助者から社債権者への報告の対象とすることが提案されたが、検討部会の一部の委員からは、期限の利益喪失事由の発生等は発行会社による公告が行われることから、重ねて補助者から社債権者へ報告を行う意義に乏しいため、これらを補助者から社債権者への報告の対象とすることに否定的な意見が寄せられた。

他方で、会社法第 714 条の 4 第 4 項の規定により補助者から社債権者への報告が求められる「社債の管理に関する事項」の範囲は明確でないため、これを過度に狭く解釈した場合、補助者が善管注意義務違反を問われる可能性があること、及び、法制審部会の議論においても、発行会社と社債権者の間の情報伝達の仲介が補助者の重要な役割として期待されていたこと、また、社債権者が当該事項に気付かないリスクを低減する観点からも、検討部会においては、「組織再編の際の社債の取扱い」「期限の利益喪失事由の発生」及び「期限の利益喪失」を「社債権者が自ら社債の管理を行うために必要な事項」の対象として、これらを報告対象に含む形で社債要項等への規定例を示す（当該報告は保振の社債情報伝達サービスを通じた社債権者への報告の手法とする）こととした。

なお、発行会社と取引のある者が補助者となる場合には、補助者は発行会社からの通知に依らず、補助者として行う業務以外の業務に際して、発行会社の事業や信用の状況に関する情報を取得することも想定されるが、検討部会においては、補助者が社債権者に報告すべき事項は、補助者として発行会社から提供を受けた情報に限られており、補助者として行う業務以外の業務に際して取得した情報については、社債権者に報告する義務を負わないと考えられることが確認された。

また、「3-4 社債管理補助者の義務・責任」で後述するとおり、社債要項等の規定例に免責条項を加えるに当たり、(6)の業務に係る補助者の義務を以下のとおり整理することとした。

- (ア) 補助者は、社債要項等に基づいて発行会社及び社債権者から提供された情報のみをもって業務を遂行すれば足りるものとし、業務遂行にあたってそれ以外の情報を用いる義務を負わない
- (イ) 補助者は、発行会社から受領した書類及び情報の内容の真偽について、相対取引の情報や新聞・雑誌等の情報等を用いて確認する義務を負わない

- (ウ) 補助者は、社債要項等に定めのある場合を除き、発行会社に対して情報又は資料の提供を請求する義務を負わない
- (エ) 補助者は、発行会社の業務、財政その他の状況を調査する義務を負わない
- (オ) 補助者は、社債要項等に定めのある場合を除き、本社債又はその業務に関して社債権者に対する通知、報告、説明その他の情報提供を行う義務を負わない
- (カ) 補助者は、補助者業務以外の業務に際して取得した発行会社に関する情報（補助者の組織において入手した自行相対融資等の取引や、他の取引金融機関との間で生じた期限の利益喪失に関する情報等）を補助者業務の遂行に利用し、又は社債権者に対して開示する義務を負わない（補助者が取得した発行会社に関する情報は、社債要項等に基づいて発行会社から受領したことが明らかである場合を除き、補助者業務の遂行に際して取得した情報ではないものとみなす）

上記のとおり、「期限の利益喪失事由の発生」及び「期限の利益喪失」は補助者から社債権者への報告事項として整理されることとなったが、当該事実については、金融商品取引法（以下「金商法」という。）上の重要事実と該当すると考えられるため、報告を受けた社債権者のインサイダー取引規制への抵触のリスクを排除する観点から、補助者は、発行会社が当該事実について公表を行った場合に限り、当該事実を社債権者へ報告すべきであると整理された。

また、期限の利益喪失事由が発生した場合等の報告を補完する仕組みとして、投資家サイドからは、社債権者による情報収集手段をより多く確保するため、定期的に、コベナントへの抵触等の期限の利益喪失事由の発生の有無を補助者が確認し、社債権者に報告することが望ましいとの指摘があった。

一方で、社債要項の規定により、これらの事象が発生した際には発行会社に公告義務が課せられているため、重ねて補助者から社債権者へ報告する必要性は高くないと考えられること、及び、補助者がこれらの事象の発生の有無を確認する業務フローにおいて、期限の利益喪失事由の発生の有無に係る定期的な確認を補助者の業務とした場合には、補助者の負担増加に繋がるため反対する意見も寄せられた。

これを踏まえ、検討部会においては、「期限の利益喪失事由の発生状況に係る証明書（以下「発行会社証明書」という。）の確認及び社債権者への報告」について、補助者の基本的業務とせず、社債要項等の規定例は示さないこととしたが、投資家からのニーズが高い業務であることを考慮し、これを補助者の業務とする場合に想定される業務フローについて、以下のとおり参考として示すこととした。なお、本業務フローにおける社債権者への報告は、「社債権者が自ら社債の管理を行うために必要な事項」（委託契約において報告事項とすべき事項）には該当しない。

（発行会社証明書の確認及び社債権者への報告に係る業務フロー）

補助者は、発行会社による定期的な発行会社証明書のウェブサイトでの発表状況を確認し、期限の利益喪失事由が発生していた場合には、発行会社が当該事実の公表（金商法第 166 条第 1 項に規定する「公表」をいう。以下同じ。）を行った場合に限り、社債権者に報告する。

- （ア）発行会社は、定期的に発行会社証明書を自社のウェブサイトにおいて一般に発表するとともに、補助者にウェブサイトで発表した旨を通知する
- （イ）補助者は、発行会社のウェブサイトにおいて発行会社証明書が発表されていることを確認する
- （ウ）補助者は、発行会社証明書に「期限の利益喪失事由が発生している旨」が記載されている場合は、当該事実が一般に公表されているときに限り、保振の社債情報伝達サービスを通じて社債権者にその旨を報告する
- （エ）補助者は、発行会社証明書が期限（一般的な期限として、有価証券報告書の提出期限の数営業日後を想定）までにウェブサイトで発表されない場合には、発行会社に対し、直ちに又は社債要項に定める一定期間内に発表するよう督促する
- （オ）社債要項に定める一定期間を経過しても発表されなかった場合、当該社債は、社債要項の定めにより当然に期限の利益を喪失する（当然失期事由）。この場合、発行会社は社債要項の定めにより期限の利益喪失の事実を公表するとともに、補助者宛てに通知する
- （カ）発行会社から期限の利益喪失の通知を受けた補助者は、当該事実が公表されている場合に限り、保振の社債情報伝達サービスを通じてその旨を社債権者に報告する

【社債権者が自ら社債の管理を行うために有用な事項】

（委託契約において報告事項とすることが望ましい事項）

- ⑦ 10 分の 1 未満の社債権者からの請求に基づく本社債の他の社債権者への社債権者集会招集の意向確認

社債の未償還残高の 10 分の 1 以上を保有する社債権者から請求があった場合、補助者は社債権者集会の招集を行うことができるが、検討部会では、未償還残高の 10 分の 1 未満を保有する社債権者が社債権者集会の開催を希望する場合に、本社債の他の社債権者の意向確認のための報告を補助者の基本的業務とすべきかが論点となった。

補佐人制度においては、未償還残高の 10 分の 1 未満を保有する社債権者から請求があった場合、個別の社債権者からの委託に基づく業務として、保振の社債情報伝達サービスを利用し、他の社債権者へ社債権者集会招集の要否の意向確認のための報告を行うことを補佐人の業務としていたが、検討部会の委員からは、当該業務は

補助者の法定権限に基づくものではないと考えられるほか、従来の社債管理者も行っていない業務であるため、これを補助者の基本的業務とした場合、部分的に社債管理者よりも業務の範囲が広がり、補助者の負担が過大となるとの懸念が寄せられた。

他方で、法制審部会の議論においては、未償還残高の10分の1未満の社債を保有する社債権者であっても、補助者を通じて、本社債の他の社債権者に対して社債権者集会の開催の可否の意思確認を行うことができる仕組みの必要性が指摘されていたことを踏まえると、本業務は補助者の役割として強く期待されているものと考えられることから、検討部会においては、補助者の事務負担を可能な限り軽減する実務上の工夫を取り入れることを前提に、「10分の1未満の社債権者からの請求に基づく本社債の他の社債権者への社債権者集会招集の意向確認」を「社債の管理に関する事項の社債権者への報告」の対象として、これを報告対象に含む形で社債要項等への規定例を示すこととした。

上記①から⑦の報告事項における補助者から社債権者への報告の方法としては、いずれの報告事項も口座管理機関を介して個別の社債権者が確実にこれを知ることができるよう、保振の社債情報伝達サービスを利用することが適当と考えられる。

また、発行会社においては、少なくとも補助者設置債の発行から償還までの間は、自社のウェブサイトにおいて、社債権者への情報開示に努めることが適当である。

【約定権限に基づく業務】

(7) 社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置

補助者設置債において、補助者が有する権限と当該権限に基づく業務内容は投資判断の重要な材料となりうるが、これらは発行会社と補助者の委託契約において柔軟に定めることが可能であり、その内容は発行会社や補助者の担い手により異なることから、検討部会の委員からは、これらの事項が規定された社債要項等について、投資家が容易にアクセスできる環境整備が必要との指摘が寄せられた。

この点については、通常、金商法上の発行開示書類（有価証券届出書又は発行登録追補書類）にも当該事項の記載はあるものの、これらのEDINETにおける公衆縦覧期間は限られているため、検討部会において、当該期間の経過後も投資家が社債要項等の内容を確認できる措置の必要性が議論された。

検討部会の議論では、事務局より、補佐人制度と同様に、発行会社及び補助者において社債要項等を備え置き、投資家からの請求に応じて閲覧に供する方法が提案されたが、委員からは、事務局の提案に賛成の意見もある一方で、社債管理者設置債において投資家から社債要項等の閲覧を請求されるケースはほとんどないこと、

及び、特に弁護士事務所の立地は様々であり、投資家から閲覧請求を受けたとしても直ちに対応できる体制が整っているとは限らないことなどから、発行会社における備置のみで十分であり、補助者における備置を義務付ける必要はないのではないかと、との意見も寄せられた。

しかしながら、補助者制度は新たに導入される制度であり、一般への認知・普及のためには発行会社及び補助者による情報開示が不可欠であると考えられること、及び、補助者の担い手側からも、実務上の工夫により対応は可能であるとの声があったことを踏まえ、検討部会においては、「社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置」を補助者の基本的業務として、社債要項等への規定例を示すこととした。

なお、補助者におけるフィージビリティを確保する観点から、投資家からの閲覧請求に対して事前予約制や閲覧時間の制限を設けることが考えられること、及び、閲覧の方法は書面に限られず、電子ファイルを閲覧させる方法も考えられることが改めて確認された。

(8) 本社債の他の社債権者の社債権者集会招集意向の形式的なとりまとめ

上記(6)⑦のとおり、補助者は社債の未償還残高の10分の1未満を保有する社債権者から請求を受けた場合、社債権者集会の開催の要否に係る本社債の他の社債権者の意向確認を行うことが想定されているが、検討部会では、補助者が当該他の社債権者の意向の取りまとめまで行うべきかが論点となった。

この点について、個別の社債権者の窓口として、補助者に形式的な取りまとめを期待する意見がある一方で、補助者は裁量が限定された者であるため、個別の社債権者の意向に差異があった場合の調整が困難であること、及び、意向確認の回答先を請求者である社債権者とする事で、当該社債権者自身による取りまとめが可能であること等を踏まえ、検討部会においては、「本社債の他の社債権者の社債権者集会招集意向の形式的なとりまとめ」について、補助者の基本的業務とせず、社債要項等への規定例は作成しないこととした。

(9) 債権届出等後の業務（再生債権等の査定申立て、債権者集会における議決権行使等）

上記(1)及び(3)のとおり、補助者は法定権限に基づき、総額での債権届出等を行うことが可能であるが、債権届出等後の各種手続を行うためには、約定権限として委託契約に定めを置く必要があるほか、再生債権等の査定申立てや債権者集会における議決権行使など、約定権限に基づく一定の業務については、会社法第714条の

4第3項の規定により、その執行に際して社債権者集会の決議を要するものとされている。

これらの社債権者集会の決議を要する業務には時間的な制約が課されているものが多い一方で、補助者は、自身の辞任に係る同意を得る場合を除き、自発的に社債権者集会を招集・開催する権限を有していないため、発行会社の協力がある場合を除き、補助者が社債権者集会の決議に基づいてこれらの業務を執行することは現実的に困難と考えられる。

このため、検討部会においては、「債権届出等後の業務」について、補助者の基本的業務とせず、社債要項等への規定例は示さないこととしたが、社債権者においては、補助者が総額で債権届出等を行うことから、その後の手続も一貫して補助者が行うものと誤認する可能性があるため、補助者において、債権届出等後に社債権者自身が行うべき手続（具体的には、債権の名義変更や債権者集会での議決権行使、管財人からの弁済金の受領等）について十分な周知を図る必要があり、当該周知の方法として、発行時の目論見書への記載（(1)及び(3)参照）や、補助者が債権届出等を行った後に保振の社債情報伝達サービスを利用して社債権者に対して報告すること（(6)②参照）等が考えられる旨の認識が共有された。

(10) 弁済金の受領及び社債権者への支払い

「弁済金の受領及び社債権者への支払い」は、会社法第714条の4第2項第1号に規定する補助者の約定権限に基づく業務であるが、補助者制度は、社債権者自身が社債の管理を行い、補助者はその補助を行う前提の制度であること、及び、前述のとおり、補助者が債権届出等後の手続をすべて行うことは困難であること等を踏まえ、検討部会では、補助者による総額での債権届出等の後は、届出債権の名義を個別の社債権者に変更し、以降の手続は原則として社債権者自身が行うことを前提に補助者の業務内容の検討を行った。

このため、管財人からの弁済金の支払いは、名義変更後の個別の社債権者に対して行われることが想定されるほか、検討部会の委員からは、銀行等の金融機関とは異なり、弁護士や弁護士法人が補助者となる場合には、管財人から弁済金を受領し、個別の社債権者への支払いを行うことは実務的に困難との指摘もあったことから、検討部会においては、「弁済金の受領及び社債権者への支払い」について、補助者の基本的業務とせず、社債要項等への規定例は示さないこととした。

3－4 社債管理補助者の義務・責任

補助者は会社法第 704 条（同法第 714 条の 7 による準用）の規定により、社債権者に対する公平誠実義務及び善管注意義務を負うものとされているが、補助者は社債管理者よりも裁量の余地の限定された法定権限及び委託契約に定める約定権限のみを有し、これらの権限に基づく業務を行うこととなるため、その義務及び責任の範囲についても、社債管理者より限定されたものになると解されている。

補助者制度の実質的なモデルである補佐人制度は法的な根拠を持たず、発行会社と補佐人の間の契約に基づいて成立するものとされていたことから、その委託契約において、補佐人の義務及び責任の範囲が明記されており、補佐人はその範囲を超えて一切の義務及び責任を負わない旨を規定することが想定されていた。

検討部会においても、補助者と発行会社との委託契約において補佐人と同様の免責条項を設けるべきかが論点となったが、委員からは、会社法第 704 条に規定する善管注意義務は、民法第 644 条に規定する善管注意義務と異なる強行規定であるため、補助者と発行会社との委託契約に免責条項を定めたとしても、実際に善管注意義務の有無が争われる場面では無効とされる可能性が指摘された。

他方で、補助者は社債管理者と異なり、発行会社に対する調査権限等を有していないことから、特に会社法第 714 条の 4 第 4 項に規定する「社債の管理に関する事項」の社債権者への報告にあたっては、補助者は発行会社から提供された情報の真正性を確認する義務を負わないと考えられるほか、補助者業務以外の業務に係る守秘義務との関係では、補助者は、補助者業務の遂行に際して発行会社から提供された情報以外の情報を用いて社債権者への報告等を行うことはできないものと考えられる。

こうした点を踏まえ、検討部会の委員からは、投資家に対して補助者の義務及び責任の範囲を適切に周知する観点から、社債要項等において補助者の義務及び責任の範囲を明示することには一定の効果が期待され、また、補助者の担い手のフィージビリティを確保する観点からも、免責条項を社債要項等の規定例に含めるべき、との強い意見が寄せられた。

このため、検討部会においては、補助者の義務及び責任の範囲について、社債要項等の規定例において、規定の有効性については、最終的には裁判所の判断によるものである旨を付記したうえで、補助者は委託契約に定める権限及び業務の範囲を超えて一切の義務及び責任を負わない旨の免責条項を加えることとした。

3-5 社債管理補助者の費用・報酬

会社法第 741 条第 1 項の規定により、発行会社が補助者に対して与えるべき報酬並びに補助者が事務処理に際して要した費用及び受けた損害の賠償額は、原則として発行会社との契約の定めに従うものとされており、発行会社との契約に定めがない場合には、裁判所の許可を得て発行会社の負担とすることができるものとされている。

また、社債権者集会に関する費用については、会社法第 742 条第 1 項の規定により、原則として発行会社が負担するものとされている。

一方で、検討部会では、補助者が行う業務のうち、特定の社債権者からの請求を受けて行うもの（①社債の未償還残高の 10 分の 1 以上を保有する社債権者からの請求を受けて行う社債権者集会の招集等、②社債の未償還残高の 10 分の 1 未満を保有する社債権者からの請求を受けて行う、本社債の他の社債権者における社債権者集会開催の要否の意向確認のための報告）に係る費用負担の考え方が論点となった。

①の業務について、検討部会の委員からは、補助者が社債権者集会の招集に係る費用を負担することが困難な場合があることや、法の趣旨に照らし、費用を社債権者に負担させることは望ましくないとの意見が寄せられたほか、社債権者集会の決議の結果はすべての社債権者に及ぶため、社債権者の共益的費用と考えられること等を踏まえると、平時において社債権者から社債権者集会の招集の請求があった場合は、発行会社が費用を負担（概算額を前払い）することが適当と考えられる。

他方で、発行会社が債務不履行等に陥った状況で社債権者から招集の請求があった場合には、その費用を発行会社が負担することは困難と考えられる。検討部会では、こうした場合に備え、予め、格下げ等の一定の事由（将来的に社債権者集会を招集する蓋然性が高まる事由）が発生した時点で、発行会社が社債権者集会の招集に要する費用の概算額を預託する方法等が提案されたが、発行会社による費用負担がなされない場合であっても、社債の未償還残高の 10 分の 1 以上を保有する社債権者から請求があった場合には、補助者は社債権者集会を招集する必要があると考えられることから、社債権者に不利益が生じないように最善を尽くす必要があることが確認された。

また、②の業務については、本社債の他の社債権者の意向確認を請求した社債権者のために行う業務と考えられるため、当該社債権者が費用を負担（概算額を前払い）することが妥当であるとの意見が多数を占めたものの、補助者の報告業務について定める会社法第 714 条の 4 第 4 項の規定に至るまでの経緯において、社債の総額の 10 分の 1 に満たない社債を有する社債権者であっても、補助者を通じて、本社債の他の社債権者に社債権者集会の開催の要否の意思確認をすることができる仕組みの必要性が指摘され、補助者の役割として社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理が円滑に行われるように補助することが期待されていたことを踏まえると、当該業務について社債権者による費用負担を原則とするような実務を要項への規定例として示すことについて、懸念を示す指摘もあった。このため、検討部会では、社債要項

等への規定例においては、社債権者の費用負担については記載せず、考え方として社債権者（受益者）負担もあり得ることを示すことが適当とされた。

また、社債権者が当該費用を負担する場合においては、補助者が業務執行に要する費用のうち、社債権者が負担することとなるものについて、社債要項等にその旨を明記して予め社債権者に認識させる必要があること、及び、補助者が特定の社債権者から請求を受けて業務を行う場合には、当該社債権者との間で、その業務内容や費用負担の詳細を定めた個別の委託契約の締結が必要と考えられるとの認識が共有された。

なお、社債権者への報告に関して保振の社債情報伝達サービスを利用する場合、個別の社債権者への情報伝達は直近上位の口座管理機関が行うこととなり、その費用については、従来どおり、顧客サービスの一環として口座管理機関が負担するものと整理されたが、この場合においても、社債権者には報告事項の概要と発行会社のウェブサイトの URL のみを報告し、当該ウェブサイト上で発行会社が詳細な情報を掲載するなど、社債権者に報告する内容の簡素化等により、可能な限り口座管理機関の負担を軽減するための工夫が必要と考えられる旨が確認された。

3-6 社債管理補助者の業務終了事由

会社法第711条（同法第714条の7による準用）の規定により、補助者は、①発行会社及び社債権者集会の同意を得た場合、②委託契約に定めた事由（約定辞任事由）がある場合、③やむを得ない事由があり裁判所の許可を得た場合、には辞任することができる。このうち、①による場合には、補助者は予め事務を承継する者を定めておく必要があり、②による場合には、補助者は委託契約において事務を承継する者を定めておく必要があるため、検討部会においては、①の「補助者の事務を承継する者の定め」に係る社債要項等への規定例の内容、及び、②の約定辞任事由として委託契約の規定例に定めるべき事項の有無が論点となった。

まず①の「補助者の業務を承継する者の定め」については、社債要項等において「予め事務を承継する補助者を定めた場合に限り、発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる」旨を規定することとした。

②については、弁護士（個人）又は弁護士法人（社員が1人であるもの）が補助者となる場合には、体調不良等により補助者業務の継続が困難となる場面が生じうるため、委託契約において事務を承継する者及び約定辞任事由を定めておく必要があると考えられる一方、複数の弁護士又は弁護士法人（社員が複数であるもの）が補助者となる場合には、委託契約において事務を承継する者を定める必要性は低いとの結論となった。

他方で、金融機関が補助者となる場合には、社債管理者と同様に、発行会社との利益相反（利益相反が生じるおそれがある場合を含む）や、組織再編その他の理由により補助者業務の取扱いを廃止する場合等を約定辞任事由とすることが妥当とされた。

また、検討部会の委員からは、補助者の死亡や解散、裁判所による解任等により、一時的に補助者が不在となった場合の対応や、社債権者に対して補助者が不在となるリスクを事前に説明する必要性が指摘された。

この点について、補助者の死亡や解散、解任等により補助者が不在となった場合には、法令上、発行会社が新たな補助者を選任する義務を負うこととされており、制度上も一定期間は補助者が不在となることが想定されていることから、金融機関等が補助者となる場合に補助者が不在となるリスクは、社債管理者設置債において社債管理者が不在となるリスクと同程度と考えられる。

また、弁護士が単独で又は弁護士法人（社員が1人であるもの）が補助者となる場合には、日本弁護士連合会の「社債管理補助者に関する指針」⁸において、委託契約に事務を承継する者の定めを置くことを求めているため、当該指針が順守される限りにおいては、補助者が不在となるリスクは、個別事情により異なるものの、相当程度、低減されるものと考えられる。

⁸ https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kaiki/syasaikanri.pdf

これを踏まえ、社債要項等の規定例における「補助者が不在となるリスク」に関する記載は一般的な範囲にとどめ、必要以上に当該リスクを強調した記載としないこととした。

4 社債要項及び社債管理補助委託契約書における規定例

以下では、前記3のとおり、補助者の基本的業務として社債要項等への規定例を示すべきとされた業務や当該業務に付随する権限及び義務・責任の範囲、業務の終了事由のほか、補助者設置債に固有と考えられる事項について、社債要項等への規定例を示している。

なお、ここでは、これまでも市場慣行として社債要項へ記載されてきた事項についての規定例は示していない。

4－1 社債管理者の不設置及び社債管理補助者の設置

補助者制度の創設に伴い、発行会社が社債の引受けの申込みをする者に対して通知すべき事項（会社法第676条、第677条第1項第2号）に「社債管理者を定めないこととするときは、その旨」及び「社債管理補助者を定めることとするときは、その旨」が追加されたことを受け、社債要項において上記事項の記載が必要になると考えられることから、以下のとおり規定例を示すこととした。

なお、補助者と発行会社との間の委託契約において上記事項を規定する必要性は低いと考えられることから、社債要項とは異なり、上記事項に係る社債管理補助委託契約書における規定例は示していない。

【社債要項への規定例】

第○項 社債管理者の不設置

本社債には社債管理者は設置されていない。

第○項 社債管理補助者の設置

本社債には社債管理補助者を設置し、本社債の社債管理補助者を○○とする。

4－2 社債管理補助者の権限

「3－2 社債管理補助者の権限」のとおり、検討部会においては、補助者の法定権限及び約定権限のうち、「3－3 社債管理補助者の業務」において補助者の基本的業務と整理された業務を遂行するために必要な権限について、以下のとおり社債要項等の規定例を示すこととした。

なお、「3－3 社債管理補助者の業務」の「(6) 社債の管理に関する事項の社債権者への報告」については、補助者の基本的業務と整理されたものの、当該業務は法定権限や約定権限に基づくものではなく、当該業務の遂行は補助者の義務と考えられるため、当該業務に係る権限については規定例を示していない。

また、下記4. の権限は、補助者が任意で社債権者集会への出席又は社債権者集会での意見申述を行うことを想定したものであり、権限が付与されているからといって、補助者が必ず行う業務であることを意味しない。

なお、社債管理補助委託契約書においても、補助者の権限について規定する必要があると考えられるが、その内容は社債要項の規定例とほぼ同様の内容となるため、規定例を示していない。

【社債要項への規定例】

第〇項 社債管理補助者の権限

1. 社債管理補助者は、当社の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続において、本社債に係る社債権者を代理して、債権を届け出る権限を有する。
2. 社債管理補助者は、当社の清算手続において、本社債に係る社債権者を代理して、債権を申し出る権限を有する。
3. 社債管理補助者は、次に掲げる場合には、社債権者集会を招集する権限を有する。
 - (ア) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者から、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した〔書面/電磁的方法〕による請求があったとき
 - (イ) 社債管理補助者が自らの辞任に当たり、社債権者集会の同意を得る必要があるとき
4. 社債管理補助者は、自らの意思に基づき、その代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べる権限を有するが、かかる出席又は意見の申述は社債管理補助者の義務とは解されないものとする。ただし、その社債権者集会が特別代理人の選任について招集されたものであるときは、この限りでない。

4－3 社債管理補助者の業務

「3－1 検討の基本的な考え方」及び「3－3 社債管理補助者の業務」のとおり、検討部会においては、補助者の基本的業務として整理された項目について、以下のとおり社債要項等の規定例を示すこととした。

なお、補助者が弁護士又は弁護士法人である場合においては、一定の場合には社債権者が依頼者と位置付けられ、又は、補助者制度が実質的に社債権者の利益のための制度であることから、少なくとも知れたる社債権者に対しては個別に報告義務を負う場合があることは否定できない。このため、補助者業務に関する規定を検討するに当たっては、この点について留意が必要である。

(1) 破産手続等への参加（総額での債権届出）

【社債要項への規定例】

第〇項 社債管理補助者の業務

1. 破産手続等への参加（総額での債権届出）

- （ア）社債管理補助者は、当社の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続（以下「破産手続等」という。）において、本社債に係る社債権者を代理して債権届出を行う。
- （イ）当社は、社債管理補助者による債権届出の後、速やかに当社のウェブサイト に次に定める事項を発表するとともに、その旨を社債管理補助者へ書面により通知する。
 - （i）社債管理補助者が社債権者を代理して債権届出を行った事実
 - （ii）社債管理補助者は債権者集会における議決権行使等を行わないこと
 - （iii）社債管理補助者は発行会社からの弁済金の受領及び社債権者への支払いは行わないこと
 - （iv）社債権者は、破産手続等に参加し、弁済金を受領するためには、自ら名義変更手続を行う必要があること
 - （v）今後の手続等の照会先
- （ウ）社債管理補助者は、かかる通知を受け取ったときには、当該通知事項が発表されている場合に限り、株式会社証券保管振替機構の定める社債情報伝達サービスに関する手続（以下の規定例では「保振の情報伝達サービス手続」という。）に従い、その内容を速やかに社債権者に報告する。

(2) 清算手続における債権の申出

【社債要項への規定例】

第〇項 社債管理補助者の業務

2. 清算手続における債権の申出

- (ア) 社債管理補助者は、当社の清算手続において、本社債に係る社債権者を代理して債権の申出を行う。
- (イ) 当社は、社債管理補助者による債権申出の後、速やかに当社のウェブサイトにて次に定める事項を発表するとともに、その旨を社債管理補助者へ書面により通知する。
 - (i) 社債管理補助者が社債権者を代理して債権申出を行った事実
 - (ii) 社債管理補助者は債権者集会における議決権行使等を行わないこと
 - (iii) 社債管理補助者は、発行会社からの弁済金の受領及び社債権者への支払いは行わないこと
 - (iv) 社債権者は、清算手続に参加し、弁済金を受領するためには、自ら名義変更手続を行う必要があること
 - (v) 今後の手続等の照会先
- (ウ) 社債管理補助者は、かかる通知を受け取ったときには、当該通知事項が発表されている場合に限り、保振の情報伝達サービス手続に従い、その内容を速やかに社債権者に報告する。

(3) 社債権者集会の招集・開催及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続

【社債要項への規定例】

第〇項 社債管理補助者の業務

3. 社債権者集会の招集・開催及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続

- (ア) 社債管理補助者は、本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者から、社債権者集会の目的である事項、招集の理由及び決議案を記載した〔書面/電磁的方法〕による請求があった場合、当該社債権者及び当社に対し、本社債に関する社債権者集会招集に必要とされる手続きについて〔書面/電磁的方法〕により説明を行う。この場合、社債管理補助者は、当社に対し、社債権者集会に必要とされる費用の概算額を通知し、速やかにその金員の預託を請求することができ、かかる請求を受けた当社は、速やかにその金員の預託を行う。
- (イ) (ア)による〔書面/電磁的方法〕による説明を踏まえて、当該社債権者が社債管理補助者に対し、社債権者集会招集を求める場合、社債管理補助者は、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号の事項を第〇項に定める方法により公告するとともに、当該事項を保振の情報伝達サービス手続に従って速やかに社債権者に報告する。

(4) 社債の管理に関する事項の社債権者への報告

① 合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項

- ② 組織再編の際の社債の取扱い
- ③ 期限の利益喪失事由の発生
- ④ 期限の利益喪失
- ⑤ 10 分の 1 未満の社債権者からの請求に基づく本社債の他の社債権者への社債権者集会招集の意向確認

【社債要項への規定例】

第〇項 社債管理補助者の業務

4. 社債の管理に関する事項の社債権者への報告

(ア) 一定の事象が発生した場合の通知及び公表

当社は、本社債の払込期日以降、本社債の未償還残高が存する限り、次に定める事象が発生した場合には、当該事象の発生の事実及びその概要（（i）の場合には、会社法第 740 条第 3 項の規定により知れている債権者に催告すべき事項）を〔直ちに／速やかに／遅滞なく〕公表（本要項において「公表」とは金融商品取引法第 166 条第 4 項に定める方法により行われる公表を意味する。）するとともに、〔直ちに／速やかに／遅滞なく〕社債管理補助者に対し〔書面/電磁的方法〕により通知する。

- (i) 当社が、会社法第 2 編及び第 3 編に定める資本金等の減少、会社法第 3 編に定める持分会社社員の退社、持分会社の清算手続、及び会社法第 5 編に定める組織変更、組織再編行為を行うとき
- (ii) 当社が、会社法第 5 編に定める組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行うにあたって、本社債の取扱い（取扱いの方針を含む。）を定めたとき
- (iii) 第〇項第〇号乃至第〇号に定める期限の利益喪失事由（第〇項第〇号若しくは第〇号又は第〇項に従って一定期間の経過により期限の利益を喪失することとなる事由を含み、以下「期限の利益喪失事由」という。）が発生したとき

社債管理補助者は、かかる通知を受け取ったときには、その内容が公表されている場合に限り、保振の情報伝達サービス手続に従ってその内容を速やかに社債権者に報告する。

- (イ) 社債管理補助者は、本社債の社債権者（本社債の未償還残高の 10 分の 1 未満の社債を保有する社債権者に限る。）が、社債権者集会の招集を希望する旨及びかかる招集に関する本社債の他の社債権者の意向の確認を請求する旨を〔書面/電磁的方法〕（社債権者集会の目的、招集の理由、議決案及び当該他の社債権者が開催に賛同する場合の回答先を記載する。）により通知した場合には、保振の情報伝達サービス手続に従ってその内容を速やかに当該他の社債権者に報告する。

(5) 社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置

【社債要項への規定例】

第〇項 社債管理補助者の業務

5. 社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置

当社及び社債管理補助者は、その各本店（弁護士〔法人〕である社債管理補助者の場合にはその事務所）に本要項及び社債管理補助委託契約書の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

ただし、社債管理補助者（弁護士〔法人〕である社債管理補助者に限る。）の事務所での閲覧または謄写に際しては、〔〇営業日前までに／合理的な期間を定めて〕事前に予約することとする。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

社債管理補助委託契約書における規定例については、補助者への委託業務として上記(1)から(4)までの業務をまとめて示している。ただし、「(5)社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置」については、発行会社にも補助者と同様の義務が課せられることから、補助者への委託業務の規定とは別に社債要項と同様の内容を規定することが考えられるため、規定例を示していない。

【社債管理補助委託契約書への規定例】

第〇条 社債管理補助者の業務

甲（発行会社）は、本契約の締結を以って、本契約の定めに従い、本社債の社債権者のために次に定める業務を乙（社債管理補助者）に委託し、乙はこれを受託する。

1. 乙は、甲の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続において、本社債に係る社債権者を代理して債権届出を行うこと。
2. 乙は、甲の清算手続において、本社債に係る社債権者を代理して債権の申し出を行うこと。

3. 社債権者集会の招集

（ア）乙は、本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、甲が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者から、社債権者集会の目的である事項、招集の理由及び決議案を記載した〔書面/電磁的方法〕による請求があった場合、当該社債権者及び甲に対し、本社債に関する社債権者集会招集に必要とされる手続きについて〔書面/電磁的方法〕により説明を行うこと。この場合、乙は、甲に対し、社債権者集会に必要とされる費用の概算額を通知し、速やかにその金員の預託を請求することができ、かかる請求を受けた甲は、速やかにその金員の預託を行う。

(イ) (ア)による〔書面/電磁的方法〕による説明を踏まえて、当該社債権者が乙に対し、社債権者集会招集を求める場合、乙は、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号の事項を社債要項第○項に定める方法により公告するとともに、保振の情報伝達サービス手続に従って、速やかに当該事項を社債権者に報告すること。

4. 社債要項において甲が公表（発表）・通知すべきとされている事象が発生した場合において、甲が社債要項に基づき公表のうえ乙へ通知したときは、乙は保振の情報伝達サービス手続に従って、速やかに甲から通知された事項を社債権者へ報告すること。

5. 本社債の社債権者（本社債の未償還残高の10分の1未満の社債を保有する社債権者に限る。）が、社債権者集会の招集を希望する旨及びかかる招集に関する本社債の他の社債権者の意向の確認を請求する旨を〔書面/電磁的方法〕

（社債権者集会の目的、招集の理由、議決案及び当該他の社債権者が開催に賛同する場合の回答先を記載する。）により通知した場合には、乙は、当該他の社債権者に対し、保振の情報伝達サービス手続に従って、速やかにその旨を報告すること。

4－4 社債管理補助者の義務・責任

「3－4 社債管理補助者の義務・責任」のとおり、検討部会においては、補助者が社債権者に対して公平誠実義務及び善管注意義務を負うことを明確にしたうえで、特に「3－3 社債管理補助者の業務」の「(6) 社債の管理に関する事項の社債権者への報告」に係る補助者の義務及び責任の範囲を明確化する趣旨で、免責条項を含む形で社債要項等の規定例を示すこととした。

なお、補助者は、補助者業務の遂行に関して発行会社又は社債権者から受領した情報（公知の情報を除く。）について、社債要項等の規定の有無にかかわらず、適切な管理を求められる。

下記1. 及び2. については、補助者の公平誠実義務及び善管注意義務に関する規定例であるが、補助者は裁量の余地の限定された権限のみを有し、当該権限に基づく業務を行う者であるため、義務の対象となる業務が社債管理者とは大きく異なる点に留意が必要である。

下記3. から8. の免責条項の有効性については、最終的には裁判所の判断によるものであることに留意が必要である。

なお、社債管理補助委託契約書においても、補助者の義務・責任の範囲について規定する必要があると考えられるが、その内容は社債要項の規定例とほぼ同様の内容となるため、規定例を示していない。

【社債要項への規定例】

第〇項 社債管理補助者の義務及び責任

1. 社債管理補助者は、法令、本要項および社債管理補助委託契約（以下の規定例では「委託契約」という。）の定めるところにしたがい、本社債の社債権者のために公平かつ誠実に本社債の管理の補助を行う。
2. 社債管理補助者は、法令、本要項および委託契約の定めるところにしたがい、本社債の社債権者のために善良なる管理者の注意をもって本社債の管理の補助を行う。
3. 社債管理補助者は、本要項又は委託契約に基づく社債管理補助者の業務を遂行する過程で入手した情報のみをもって社債管理補助業務を遂行すれば足りるものとし、社債管理補助業務の遂行にあたってそれ以外の情報を用いる義務を負わない。
4. 社債管理補助者は、当社から受領した書類及び情報の内容の真偽を確認する義務を負わない。
5. 社債管理補助者は、本要項及び委託契約に定めるほか、当社に対し情報又は資料の提供を請求する義務を負わない。
6. 社債管理補助者は、当社の業務、財政状態その他の状況を調査する義務を負わない。

7. 社債管理補助者は、本要項及び委託契約に定めるほか、本社債又は社債管理補助業務に関し、社債権者に対して通知、報告、説明その他の情報提供を行う義務を負わない。
8. 社債管理補助者は、当社との間で社債管理補助業務の遂行以外のいかなる取引を行うことも妨げられない。社債管理補助者は、かかる取引において取得した当社に関する情報を社債管理補助業務の遂行に利用する義務を負わず、また社債権者に対して開示する義務も負わない。社債管理補助者が当社から受領した情報は、本要項又は委託契約に基づいて受領したものであることが明らかである場合を除き、社債管理補助業務の遂行に関して受領した情報ではないものとみなす。
9. 社債管理補助者は、社債権者に対し、本要項又は委託契約に明文をもって定められた業務以外の業務を行う義務を負わない。
10. 社債管理補助者は、故意又は過失がある場合を除き、社債管理補助業務の遂行に関し、社債権者に対して一切の責任を負わない。

4－5 社債管理補助者の費用・報酬

「3－5 社債管理補助者の費用・報酬」のとおり、検討部会においては、発行会社負担を原則としつつ、デフォルト時など発行会社による費用負担が困難な場合を含めて、補助者に係る費用及び報酬の考え方を整理し、以下のとおり社債要項等の規定例を示すこととした。

【社債要項への規定例】

第○項 社債管理補助者の報酬及び費用

本要項に定める社債管理補助業務に係る報酬及び社債権者集会に関する報酬及び費用は、当社の負担とする。

ただし、裁判所が、会社法の規定に従い、当社以外の者が社債権者集会の認可申立てに関する費用を負担すべき旨を決定する場合、当該費用はその者の負担とする。

【社債管理補助委託契約書への規定例】

第○条 手数料の取扱い

1. 甲は、別に定めるところに従い、第○条及び第○条第○項に定める委託業務に関する手数料を乙に支払う。
2. 本社債の償還期日より前に本契約が終了した場合、乙は、甲に対し受領済み手数料の返還義務を負わない。ただし、本契約の終了事由が乙による場合はこの限りではない。

4－6 社債管理補助者の業務終了事由

「3－6 社債管理補助者の業務終了事由」のとおり、検討部会においては、補助者の属性による場合分けを行ったうえで、補助者の業務終了事由に係る社債要項等の規定例を示すこととした。

【社債要項への規定例】

弁護士又は弁護士法人を社債管理補助者とする場合

第〇項 社債管理補助者の業務終了事由

1. 社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めた場合に限り、当社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、委託契約の地位の承継に係る契約を締結する。

[第2号・第3号：補助者が弁護士個人又は弁護士法人（社員弁護士1名）の場合（それ以外の場合に任意的に第2号及び第3号を定めることを妨げるものではない。）]

2. 社債管理補助者は、前号の規定にかかわらず、委託契約第〇条第〇項に定める事由（本社債の社債権者と利益が相反する場合その他正当な事由を含む。）がある場合には、次号及び委託契約第〇条に定める承継社債管理補助者に当該社債管理補助者の事務を承継したうえ、辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と承継社債管理補助者は、委託契約の地位の承継に係る契約を締結する。
3. 社債管理補助者が、前号に定める事由により社債管理補助者を辞任する場合には、次に定める者（以下「承継社債管理補助者」という。）に速やかに事務を承継するものとする。

(ア) 承継社債管理補助者の氏名又は職務上の氏名〔弁護士法人の場合：承継社債管理補助者の名称及び社員の氏名又は職務上の氏名〕

〇〇

(イ) 承継社債管理補助者の事務所の名称及び所在場所〔弁護士法人の場合：承継社債管理補助者の主たる事務所の名称及び所在場所〕

〇〇

〇〇

4. 第1号の規定にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得たうえで、辞任することができる。
5. 社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当社は、その事務を承継する社債管理補助者〔第2号を定める場合には、次の括弧書きを追加。〕（第3号に定める者が次の（ア）又は（エ）に該当する場合を除き、

第3号に定める者とする。)を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない。この場合においては、当社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかったときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

(ア) 会社法第714条の3に掲げる者でなくなったとき

(イ) 前号の規定により辞任したとき

(ウ) 裁判所により解任されたとき

(エ) 死亡又は解散したとき

6. 当社は、前号に基づき事務を承継する社債管理補助者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は事務を承継する社債管理補助者の選任があった場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとする。

7. 委託契約は、次の事象が発生したとき、終了するものとし、第1号、第2号、第4号及び第5号の適用により事務を承継する社債管理補助者が選任された場合には、委託契約は、将来に向かって当初の社債管理補助者に対し効力を有しない。

(ア) 本社債が全て償還又は弁済されたとき

(イ) 当社の再生計画又は更生計画の認可の決定が確定したとき

(ウ) 本社債に社債管理者が設置されたとき又は担保付社債信託法に基づき担保権が設定されたとき

金融機関を社債管理補助者とする場合

第○項 社債管理補助者の業務終了事由

1. 社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めた場合に限り、当社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、委託契約の地位の承継に係る契約を締結する。

2. 社債管理補助者は、前号の規定にかかわらず、委託契約第○条第○項に定める事由により第○項及び第○項に定める委託業務の一部を休止又は廃止しようとする場合その他正当な事由がある場合には、当該社債管理補助者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、委託契約の地位の承継に係る契約を締結する。

3. 第1号の規定にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

4. 社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当社は、その事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補

助を行うことを委託しなければならない。この場合においては、当社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

(ア) 会社法第 714 条の 3 に掲げる者でなくなったとき

(イ) 前号の規定により辞任したとき

(ウ) 裁判所により解任されたとき

(エ) 解散したとき

5. 当社は、前号に基づき事務を承継する社債管理補助者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は事務を承継する社債管理補助者の選任があった場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとする。

6. 委託契約は、次の事象が発生したとき、終了するものとし、第 1 号から第 4 号の適用により事務を承継する社債管理補助者が選任された場合には、委託契約は、将来に向かって当初の社債管理補助者に対し効力を有しない。

(ア) 本社債が全て償還又は弁済されたとき

(イ) 当社の再生計画又は更生計画の認可の決定が確定したとき

(ウ) 本社債に社債管理者が設置されたとき又は担保付社債信託法に基づき担保権が設定されたとき

【社債管理補助委託契約書への規定例】

弁護士又は弁護士法人を社債管理補助者とする場合

第〇条 業務終了事由

1. 乙は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めた場合に限り、甲及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、本契約の地位の承継に係る契約を締結する。

[第 2 項・第 3 項：補助者が弁護士個人又は弁護士法人（社員弁護士 1 名）の場合（それ以外の場合に任意的に第 2 項及び第 3 項を定めることを妨げるものではない。）]

2. 乙は、前項の規定にかかわらず、体調不良や経営方針の変更等により、第〇条及び第〇条に定める委託業務の一部を休止又は廃止しようとする場合その他正当な事由がある場合には、乙の事務を承継する者を定めて辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する乙と承継社債管理補助者は、本契約の地位の承継に係る契約を締結する。

3. 乙が、前項に定める事由により社債管理補助者を辞任する場合には、次に定め

る者（以下「承継社債管理補助者」という。）に速やかに事務を承継するものとする。

- (ア) 承継社債管理補助者の氏名又は職務上の氏名〔弁護士法人の場合：承継社債管理補助者の名称及び社員の氏名又は職務上の氏名〕

〇〇

- (イ) 承継社債管理補助者の事務所の名称及び所在場所〔弁護士法人の場合：承継社債管理補助者の主たる事務所の名称及び所在場所〕

〇〇

4. 第1項の規定にかかわらず、乙は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。
5. 乙が次のいずれかに該当することとなった場合には、甲は、その事務を承継する社債管理補助者〔第2項を定める場合には、次の括弧書きを追加。〕（第3項に定める者が次の（ア）又は（エ）に該当する場合を除き、第3項に定める者とする。）を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない。この場合においては、甲は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。
- (ア) 会社法第714条の3に掲げる者でなくなったとき
- (イ) 前項の規定により辞任したとき
- (ウ) 裁判所により解任されたとき
- (エ) 死亡又は解散したとき
6. 甲は、前項に基づき事務を承継する社債管理補助者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は事務を承継する社債管理補助者の選任があった場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとする。
7. 本契約は、次の各号の事象が発生したとき、終了するものとし、第1項、第2項、第4項及び第5項の適用により事務を承継する社債管理補助者が選任された場合には、本契約は、将来に向かって乙に対し効力を有しない。
- (ア) 本社債が全て償還又は弁済されたとき
- (イ) 当社の再生計画又は更生計画の認可の決定が確定したとき
- (ウ) 本社債に社債管理者が設置されたとき又は担保付社債信託法に基づき担保権が設定されたとき

金融機関を社債管理補助者とする場合

第〇条 業務終了事由

1. 乙は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めた場合に限り、甲及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。かかる事務の承継に際

し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、本契約の地位の承継に係る契約を締結する。

2. 乙は、前項の規定にかかわらず、本社債の社債権者と利益が相反するおそれがあると判断した場合や、組織再編、その他の経営方針の変更等により、第○条及び第○条に定める委託業務の全部又は一部を休止又は廃止しようとする場合その他正当な事由がある場合には、当該乙の事務を承継する者を定めて辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する乙と事務を承継する社債管理補助者は、本契約の地位の承継に係る契約を締結する。
3. 第1項の規定にかかわらず、乙は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。
4. 乙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、甲は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない。この場合においては、甲は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかったときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。
 - (ア) 会社法第714条の3に掲げる者でなくなったとき
 - (イ) 前項の規定により辞任したとき
 - (ウ) 裁判所により解任されたとき
 - (エ) 解散したとき
5. 甲は、前項に基づき事務を承継する社債管理補助者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は事務を承継する社債管理補助者の選任があった場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとする。
6. 本契約は、次の各号の事象が発生したとき、終了するものとし、第1項から第4項の適用により事務を承継する社債管理補助者が選任された場合には、本契約は、将来に向かって乙に対し効力を有しない。
 - (ア) 本社債が全て償還又は弁済されたとき
 - (イ) 当社の再生計画又は更生計画の認可の決定が確定したとき
 - (ウ) 本社債に社債管理者が設置されたとき又は担保付社債信託法に基づき担保権が設定されたとき

5 結びとして

本報告書では、補助者制度の普及及び利用促進の観点から、市場関係者における制度の理解及び問題意識の共有に資するため、市場関係者が補助者に期待する業務内容や必要な権限等について、検討部会における議論の内容や考え方、社債要項等における補助者制度に関する規定例について取りまとめを行った。

補助者制度は、補佐人制度の枠組みをベースとして法的な裏付けがもたらされたものであるが、補助者の約定権限やこれに基づく業務の範囲は委託契約により定めることができるなど、従来の社債管理者制度と比較して柔軟な制度設計が可能であることから、将来的には、発行会社や社債権者のニーズに応じて、法定権限だけでなく、補助者に様々な約定権限が付与された形で制度が利用されることが期待される。

他方で、補助者には自発的に社債権者集会を招集する権限が与えられていないため、債権者集会における議決権行使など、時間的な制約がある場面では、約定権限を十分に活用できない場合があることも指摘されている。補助者制度創設の趣旨を踏まえ、より機動的に社債権者集会が開催され⁹、社債権者の意思を反映した社債の適切な管理が行われるよう、引き続き検討が必要な事項があることも事実である。

今後、発行会社を含む市場関係者において、本報告書で示された社債要項等の規定例や考え方を参考に、補助者制度の導入に向けた検討が行われるとともに、機関投資家における補助者を設置した社債に対する前向きな評価が行われることにより、同制度の普及が社債の発行会社の多様化や投資家の裾野拡大に繋がり、我が国社債市場の活性化に資するものとなることを期待する。

以 上

⁹ 令和元年改正会社法（第735条の2）により、社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされる。このため、社債権者が少数である場合は、本規定に則り、社債権者全員の同意取得により社債権者集会の決議を省略することも考えられる。

「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」委員名簿

2021 年 5 月

主 査	神 作 裕 之	（ 東 京 大 学 大 学 院	法学政治学研究科教授 ）
委 員	飯 島 淳	（ 三 菱 U F J 銀 行	ソリューションプロダクツ部 次 長 ）
	石 渡 明	（ 格付投資情報センター	格付企画調査室長 ）
	市 川 佳 典	（ 三 菱 H C キ ャ ピ タ ル	財務第二部 次 長 ）
	犬 飼 重 仁	（ アジア資本市場協議会	代 表 理 事 ）
	大 島 輝 秋	（ み ず ほ 銀 行	資 本 市 場 部 長 ）
	小 山 考 史	（ 東京海上アセットマネジメント	債 券 運 用 部 長 ）
	川 崎 勉	（ 企 業 年 金 連 合 会	年 金 運 用 部 ） 債券・為替・資金担当部長
	木 村 明 子	（ アンダーソン・毛利・友常法律事務所	弁 護 士 ）
	小 出 篤	（ 学 習 院 大 学	法 学 部 教 授 ）
	嶋 豊	（ オ リ ッ ク ス	財 経 本 部 財 務 部 ） 資 本 市 場 チーム長
	高 島 邦 夫	（ 証 券 保 管 振 替 機 構	振替業務部課長 ）
	田 頭 章 一	（ 上 智 大 学	法科大学院教授 ）
	田 中 孝 之	（ み ず ほ 証 券	サステナビリティ推進部 ） シニア研究員
	徳 島 勝 幸	（ ニッセイ基礎研究所	金 融 研 究 部 ） 年 金 研 究 部 長
	難 波 修 一	（ 桃尾・松尾・難波法律事務所	弁 護 士 ）

深	田	泉	(S M B C 日 興 証 券	資 本 市 場 業 務 部) デ ィ レ ク タ ー
藤	田	友 敬	(東 京 大 学 大 学 院	法 学 政 治 学 研 究 科 教 授)
細	谷	孝 憲	(み ず ほ 銀 行	リ テ ー ル ・ 事 業 法 人 業 務 部) 調 査 役
松	井	智 予	(東 京 大 学 大 学 院	法 学 政 治 学 研 究 科 教 授)
右	田	徑 聖	(三 井 住 友 銀 行	デ ッ ト フ ァ イ ナ ン ス 営 業 部) 資 本 市 場 グ ル ー プ 長
水	口	啓 子	(日 本 格 付 研 究 所	審 議 役)
森		ま ど か	(中 京 大 学	法 学 部 教 授)
山	田	剛 司	(野 村 證 券	資 本 市 場 部) 次 長 兼 企 画 課 長
横	山	淳	(大 和 総 研	金 融 調 査 部) 副 部 長 兼 制 度 調 査 課 長

ワザンバー
 法務省 民事局参事官室
 金融庁 企画市場局市場課
 財務省 大臣官房信用機構課
 経済産業省 経済産業政策局
 東京証券取引所

以 上 委 員 25 名
 (敬 称 略 ・ 五 十 音 順)

「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」の設置について

平成 25 年 2 月 15 日

社債市場の活性化に関する懇談会

1. 設 置

社債市場の活性化に関する懇談会（以下「懇談会」という。）では、報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」に掲げられた課題、及びその他社債市場の活性化に向けた課題について検討を進めるため、標記ワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

(1) 当面、次の事項について検討を行う。

① コベナント・債務の状況等に関する情報開示

（事例集の作成等を通じた開示の充実のあり方についての検討）

② 社債権者保護の充実のあり方

- ・ 社債権者への情報伝達及び意思結集のインフラ整備
- ・ 社債管理人（仮称）の検討
- ・ 社債権者保護のあり方についての課題の検討

(2) その他、必要に応じて社債市場の活性化に向けた課題について検討を行う。

3. 構成・運営

(1) WGは、懇談会の委員、市場関係者及び有識者をもって構成する。

(2) WGに主査を置き、委員のうちから座長が選任する。

(3) 委員がWGを欠席する場合又は検討すべき特定の分野・課題に応じて、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。

(4) 懇談会の委員は、WGに出席することができる。

(5) 主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

(6) 議事の公開その他WGの運営については、『社債市場の活性化に関する懇談会』の運営について」に準じて行う。

4. 報 告

WGにおける検討状況等は、適宜、懇談会に報告する。

5. 事務局

WGの事務局は、関係機関の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上

社債管理補助者制度に関する実務検討部会名簿

2020 年 12 月
日本証券業協会

主 査	横 山 淳 (大 和 総 研	金融調査部 副部長兼 制 度 調 査 課 長)
委 員	秋 元 美 恵 子 (オ リ ッ ク ス	財務部 資本市場チーム 課 長 代 理)
〃	荒 居 由 美 子 (大 和 証 券	デット・キャピタルマーケット部 オリジネーション課長)
〃	上 村 勇 太 (S M B C 日 興 証 券	担 当 部 長 グローバル・キャピタル・マーケット本部 資 本 市 場 業 務 部)
〃	氏 家 玲 子 (み ず ほ 証 券	バイスプレジデント コーポレートファイナンス部)
〃	小 長 井 将 也 (東 京 海 上 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	デ ィ レ ク タ ー 債券運用部 クレジット運用グループ フ ァ ン ド マ ネ ジ ャ ー)
〃	田 中 英 幹 (三 菱 U F J 銀 行	ソリューションプロダクツ部 シンジケーショングループ)
〃	藤 曲 洋 平 (み ず ほ 銀 行	証券市場チーム 調査役 証 券 部 調 査 チ ー ム 次 長)
〃	堀 内 将 道 (三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券	投 資 銀 行 本 部 デット・キャピタル・マーケット部)
〃	右 田 徑 聖 (三 井 住 友 銀 行	エグゼクティブ・ディレクター デットファイナンス営業部)
〃	三 原 秀 哲 (長 島 ・ 大 野 ・ 常 松 法 律 事 務 所	グ ル ー プ 長 弁 護 士)
〃	山 田 剛 司 (野 村 証 券	資 本 市 場 部 次 長 兼 企 画 課 長)
オブザーバー	法 務 省 民 事 局 参 事 官 室	
〃	金 融 庁 企 画 市 場 局 市 場 課	
〃	日 本 弁 護 士 連 合 会	

以 上 委 員 12 名

「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」の設置について

2020 年 11 月 27 日

社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ

1. 設置の趣旨

「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）では、信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資家のすそ野拡大に向けた環境整備を図るため、社債権者保護の効率的な実務上の仕組みである「社債権者補佐人」制度を創設し、2016 年 8 月、「社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約について」を取りまとめ公表した。

他方、2019 年 12 月に改正された会社法において、社債の管理を自ら行う社債権者の負担を軽減するため、社債権者による社債の管理の補助を行う制度として「社債管理補助者制度」が規定され、2021 年 3 月より施行予定である。

これに伴い、「社債管理補助者制度」が市場関係者において円滑に利用されるよう、社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約等を踏まえ、「社債管理補助者制度」に関する社債要項及び業務委託契約書の規定の在り方等について検討を行うため、本ワーキング・グループの下部機関として「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」（以下「本検討部会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 社債管理補助者に関する社債要項及び業務委託契約書の雛形
- (2) その他、社債管理補助者制度に関する事項

3. 構 成

- (1) 本検討部会は、市場関係者及び有識者 10 名程度をもって構成する。
- (2) 本検討部会の主査及び委員は、本ワーキング・グループ主査が選任する。
- (3) 本検討部会は、オブザーバーを置くことができる。
- (4) 本検討部会は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

4. 運 営

本検討部会は、その検討状況について、適宜、本ワーキング・グループに報告を行う。

5. 事務の所管

本検討部会の庶務は、日本証券業協会 自主規制本部 公社債・金融商品部が担当する。

以 上

「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」における検討状況について

会合	議案
第 1 回会合 2020 年 12 月 7 日（月）	1. 本検討部会の運営等について 2. 社債管理補助者制度の概要について 【プレゼンター】 法務省民事局参事官室 若林 功晃 氏 3. 社債要項等の作成に当たっての主な論点について
第 2 回会合 2021 年 1 月 13 日（水）	1. 社債管理補助者の業務について 2. 社債管理補助者業務に係る主な論点について 2－1 補助者業務に係る報酬・費用 2－2 発行会社からの通知等の受領・確認及び社債権者への通知 ・通知対象、情報取得手段及び通知手段 ・発行会社から受領する証明書に係る業務フロー
第 3 回会合 2021 年 2 月 4 日（木）	1. 社債管理補助者の業務について 2. 社債の管理に関する事項の社債権者への通知について 3. 社債管理補助者の義務・責任の範囲について 4. 社債管理補助者の業務の終了事由について
第 4 回会合 2021 年 3 月 10 日（水）	1. 意見照会の結果等について 2. 社債管理補助者の業務等について 2－1 社債管理補助者の業務区分について 2－2 社債権者集会の招集について
第 5 回会合 2021 年 4 月 13 日（火）	報告書「社債管理補助者制度に係る社債要項及び業務委託契約について（仮称）（案）」
第 6 回会合 2021 年 5 月 12 日（水）	報告書「社債管理補助者制度に係る実務上の対応について（案）」

以　上